剪定枝粉砕機使用にあたっての遵守事項

１．ゴーグル、ゴム手袋（グローブ）は必ず身につけて、粉砕機を使用してください。
※軍手の使用は禁止します。（枝に絡まって引込まれる場合があります。）

２．粉砕しようとする剪定枝は、市内の一般家庭から発生するものに限ります。
事業所から発生するものや事業として請け負ったものについては、利用できません。

３．粉砕機に投入できる木の太さは、最大直径で３５ミリまでです。
処理能力を超えた太さの木や竹、ツル、堅い木等は、故障の原因となるため投入しないでください。

４．剪定枝粉砕機を利用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。

５．作業中は、粉砕機の前後には立たないでください。枝を入れるときは、粉砕機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書にある手順に沿って枝を取り出してください。

６．粉砕したチップは、資源化を図ることを目的としていますので、市が実施しているごみ収集に出さないでください。

７．剪定枝粉砕機を第三者に転貸しないでください。

８．利用者が、剪定枝粉砕機を利用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により、事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを一切負いません。

９．利用者は、自己の責めに帰すべき理由により剪定枝粉砕機を損傷し、または滅失した時は、これを修理し、またはその損害を賠償していただきます。

10．粉砕機に異常がある場合は、すぐに使用を中止し、美化推進部に報告し、その指示に従ってください。